

65歳からの介護保険料

介護保険は、相互扶助による社会保険制度であり、皆さんが納める保険料で支えられています。

介護保険料の段階と支払方法

保険料の段階は、皆さんの収入に応じた負担額となるよう12段階となっています。

原則、年金から直接差し引く特別徴収です。ただし、65歳の誕生日を迎えた人や転入した人は、年金受給の有無に関わらず最初は普通徴収になります。

※普通徴収から特別徴収へ切り替わる時期は、年3回（4月・6月・10月）で、事前に個別通知をします。

◆普通徴収とは

納付書や口座振替で納付する方法。納期は6月から翌年1月までの8回です。（コンビニでも納付できます。）

◆特別徴収とは

年金から直接差し引く方法。年金の支払い月に自動的に納付されます。（手続きは不要です）
※障害年金・遺族年金も特別徴収の対象になります。

保険料納入通知書の発送

普通徴収の人には、6月中旬に平成31年度の保険料年額を記載した納入通知書と納付書を送ります。

特別徴収の人には、8月上旬に平成31年度の保険料年額や10月以降の徴収額などを記載した保険料額決定通知書を送ります。

65歳の誕生日を迎えた人は誕生月の翌月（1日生まれの場合は誕生月に、転入者は転入届の翌月に、保険料納入通知書を送ります。）

介護保険料の変更点

消費税増税に伴う、低所得者（本人を含む世帯全員が市民税非課税）への保険料軽減強化のため、第1段階から第3段階までの保険料を変更しました。

段階	改正前	改正後
第1段階	2万9160円	2万4300円
第2段階	4万4720円	3万6620円
第3段階	4万8600円	4万6980円

介護保険料の減免制度および介護保険利用者負担の助成制度

介護保険料や介護サービス利用時の自己負担額の支払いが難しい場合は、減免や助成の制度があります。対象者は、平成31年度市民税非課税の人で収入や預貯金などの額が一定の条件を満たす人です。

●申請と問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当
☎(580)1860

児童手当現況届を忘れずに

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届け出をしないと、6月分からの児童手当が受けられなくなります。対象者には、現況届の用紙を6月上旬に送ります。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に切手を貼って、返送してください。（窓口への直接提出も可）

●必要書類

◇現況届◇受給者の健康保険証の写し（国民年金加入者は不要）

※マイナンバーによる情報連携の制度開始に伴い、所得証明書などの一部の書類が省略可能になりました。

※児童と別居中などの特別な事由のある人は、ほかに必要な書類がありますので問い合わせてください。

●提出窓口

◇子育て支援課子育て支援担当（市役所1階）

・平日 午前8時半～午後5時
・週末窓口サービス開庁日（第2・4土曜日）午前9時半～午後0時半

◇各地域行政センター（コミュニティセンター内）

・毎日（第3火曜日は休み）
午前9時～午後9時

●提出期限

6月30日（日）（必着）
※6月30日（日）に提出する場合は、市役所が閉庁日のため、各地域行政センターへ提出してください。

●問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当
☎(580)1862

